

障害者を対象とした

会計年度月額制庶務事務職員採用選考案内

令和 8 年 8 月 18 日

名古屋市教育委員会

受付期間（オンライン申込）8月18日（火）～9月11日（金）

（郵送申込） 8月18日（火）～9月11日（金）必着

1 募集内容

名古屋市教育委員会において勤務する障害者を対象とした会計年度月額制庶務事務職員を募集します。採用数は予定数です。（複数の選考区分への申込はできません）

選考区分		配属予定先 （勤務場所・区）	採用 人数	主な職務内容
①	教育委員会事務局 事務補助 （週30時間）	教育委員会事務局 ワークステーション （市役所本庁舎・中区 又は市教育館・東区）	若干名	名古屋市教育委員会事務局各所属の事務室内における軽易な事務（パソコンによるデータ入力や簡易な経理・庶務事務、文書交換、書類整理、電話応対等の事務補助）や施設内外の清掃、軽作業
		市立高等学校 （富田高校・中川区）	1名	
②	市立小中学校 幼稚園 学校事務補助 （週30時間）	市立小・中・特別支援学校、 幼稚園	10名 程度	市立学校・幼稚園での軽易な事務や施設内外の清掃、軽作業等 詳細は別紙（職場説明）

2 受験資格

次の（１）及び（２）の要件をすべて満たす方

（１）次に掲げるいずれかの手帳の交付を受けている方

- ①身体障害者手帳
- ②愛護手帳（療育手帳）
- ③精神障害者保健福祉手帳

（２）次のいずれにも該当しない方

ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方

イ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない方

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

エ 平成１１年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている方（心身耗弱を原因とするもの以外）

3 勤務条件等

選考区分	①・②
任用期間	令和８年１２月１日から令和９年３月３１日まで ※勤務実績・予算等に応じて翌年度も再び任用される可能性があります。（最大４回）
勤務日 勤務時間	１週間あたり 30 時間勤務 （週５日 １日６時間勤務等） ※１時間程度の休憩あり
休日	土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始（１２月２９日から１月３日まで）
報酬	月額１７０，２４８円 （地域手当相当報酬を含む。） 他に通勤手当に相当する費用弁償、期末勤勉手当
休暇	年次休暇、生理休暇、結婚休暇、忌引休暇及び介護休暇等
社会保険	健康保険：名古屋市職員共済組合又は公立学校共済組合 年金：厚生年金加入 その他：雇用保険適用、公務災害補償あり

※採用されるまでに報酬関係の条例等の改正が行われた場合は、その定めるところによります。

4 申込み

(1) 申込期間

令和8年8月18日（火）から令和8年9月11日（金）まで

(2) 申込方法

次の①、②のいずれかの方法で申込してください。オンラインで申込が可能な方は可能な限りオンライン申込をご利用ください。

①オンライン申込

以下のURLにアクセスするか、又はスマートフォンで以下のQRコードを読み取りアクセスしお申込みください。（通信料は個人負担となります。）

【申込 URL・二次元コード】

<https://logoform.jp/form/mX9C/1675381>



②郵送・持参申込

「会計年度月額制庶務事務職員採用選考申込書」を、下記送付先まで郵送（9月11日（金）必着）もしくは持参してください。持参の場合は、申込期間内（閉庁日除く）の9時～12時、13時～17時半まで受付けます。

※封筒の表に「受験申込書在中」と朱書きしてください。

※郵送方法は指定しませんが、「特定記録郵便」等による方法が確実です。

（送付先・連絡先）

選考区分により申込先・連絡先が異なります。選考区分に応じた申込先に書類を送付してください。複数の選考区分への申込みはできませんので、応募する選考区分をあらかじめ決定したうえで申込みしてください。

選考区分		申込先・問い合わせ先
①	教育委員会事務局 事務補助	〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1-1 名古屋市教育委員会事務局人事部人事課 庶務事務職員採用担当 TEL：052-972-3208
②	市立小・中・特別 支援学校、幼稚園 学校事務補助	〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1-1 名古屋市教育委員会事務局人事部教職員課 庶務事務職員採用担当 TEL：052-972-3239

5 選考日程について

試 験	日 時
第1次試験	9月11日（金）までに採用選考へ申込み（書類選考） 【第1次合格者発表日：9月18日（金）】
第2次試験	9月28日（月）～10月2日（金）のいずれかの日に20分程度 ○試験会場及び集合時間については、第1次試験合格者発表のときに合格者に通知します。受験日の希望には応じられません。 【第2次合格者発表日（予定）：10月16日（金）】
第3次試験	10月26日（月）～10月30日（金）において1～2日程度 ○試験会場及び集合時間については、第2次試験合格者発表のときに合格者に通知します。受験日の希望には応じられません。 【最終合格者発表日：11月上旬】

（合格者発表に関する注意事項）

- ・結果は文書にて通知します。また、最終合格者については、本市公式ウェブサイトに受験番号を掲載します。
- ・電話等による可否に関する問い合わせには、お答えできません。

6 試験の内容について

試験科目		内 容
第1次 試 験	書類選考（50点）	○申込内容により、理解力、表現力や職務能力や職務への適性を判断します。
第2次 試 験	面接試験（100点）	○面接員による面接を行います。
第3次 試 験	実地試験（150点）	○勤務予定職場において、実地試験（1～2日間程度）を行います。

※1 各試験科目において得点が一定基準に達しない場合は、総合得点に関わらず、不合格になります。

※2 試験に際して、報酬・交通費等は支給されません。

7 最終合格から採用まで

- (1) 採用は令和8年12月1日を予定しています。(採用後1月間は条件付採用期間となります。)
- (2) 任用期間は、令和8年12月1日から令和9年3月31日までとなります。なお、勤務実績に応じて翌年度も任用される可能性があります。(最大4回)
- (3) 受験資格がないことや申込書類に虚偽・不正があることが判明した場合には、合格を取り消すことがあります。
- (4) 各選考区分の採用数の充足状況により、申し込みをした選考区分とは異なる他選考区分へ採用する場合があります。
- (5) **選考区分②の業務**へ従事する場合、令和8年12月25日に施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。)に基づき、施行日以降に特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

「こども性暴力防止法」においては、特定性犯罪の前科がある場合(特定性犯罪事実該当者の場合)は、該当業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当該職員の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとなります。

このため、今回の採用においては「こども性暴力防止法」の施行前ではありますが、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。

8 試験結果の提供

試験の成績については、名古屋市個人情報保護条例第9条の規定に基づき、口頭で提供を申し出ることができます。提供は閲覧により行います。

申出できる人	提供内容	申出期間	申出方法
第1次試験 不合格者	- 第1次試験順位 - 第1次試験得点 - 第1次試験合格基準点	各試験の結果発表日からその翌月同日まで（ただし、最終日が閉庁日の場合は、次の開庁日まで） 9時～12時 13時～17時 （土・日・祝・振替休日・年末年始を除く。）	<u>申込区分ごとに該当する申込先において</u> 、不合格者である受験者本人が次の書類を提示のうえ口頭で申し出てください。 - 運転免許証等の写真付き身分証明書 - 受験票又は選考結果通知書
第2次試験 不合格者	- 第2次試験までの総合順位 - 第2次試験までの総合得点 - 第2次試験合格基準点		
第3次試験 不合格者	- 総合順位 - 総合得点 - 最終合格基準点		
不合格者の 委任による 代理人	代理人が申出する場合は次の①、②に掲げる書類の <u>提示</u> 及び <u>掲げる書類の提出</u> が必要です。 ①代理人の身分証明書（写真付き） ②不合格者の身分証明書（写真付き）の複写物及び不合格者の受験票又は選考結果通知書 委任状（代理人の氏名及び住所、不合格者の氏名及び住所、委任事項並びに作成年月日の記載があるもの）		

※ 提供申出は受験者本人又は不合格者の委任による代理人による市役所（中区三の丸三丁目1番1号）への来庁が必要です。電話・郵便等による申出は受け付けておりません。

※ 必要提示書類に不足がある場合は開示できません。

9 個人情報の取扱い

採用選考に際して提出された書類等は一切返却しません。なお、採用選考において取得した個人情報は、採用選考及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1-1

名古屋市教育委員会事務局人事部人事課 （TEL：052-972-3208）

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1-1

名古屋市教育委員会事務局人事部教職員課 （TEL：052-972-3239）

(参照条文)

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十九条から第一百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
- ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

- 一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第一百七十八条の二、第一百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪
- 二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第七十六条から第一百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条 第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第2条第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和7年政令第440号）

（抄）第2条及び附則第2項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イから二までに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。